くろまぐろの割当量の融通について

県北漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について(令和7年6月30日変更)(以下、「県計画」という)第3の6の規定に基づき、海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県北海区の小型魚割当量	40.434 トン	25.892 トン	66.326トン

<融通後>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県北海区の小型魚割当量	39.434 トン	26.892 トン	66.326 トン